

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(平成18年度第1回) 議事要旨

第1 日時

平成18年9月22日(金) 午後1時30分

第2 場所

仙台高等裁判所第2会議室

第3 出席者

(委員) 阿部則之(委員長)・河上正二・小西敏美・鈴木宏一・野家啓一

(庶務) 佐藤仙台高裁総務課長・出羽仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 秋葉仙台高裁事務局長

第4 議題

- 1 委員長の選任, 委員長代理の指名
- 2 平成19年上半期の裁判官指名候補者(判事再任, 判事任命)の情報収集について
- 3 次回の予定について

第5 議事

- 1 委員長の選任, 委員長代理の指名
委員の互選により, 阿部委員が委員長に選任された。
また, 委員長から, 委員長代理として, 河上委員が指名された。
- 2 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告
庶務から, 次の答申結果及び審議結果の概要が報告された。

- (1) 平成17年12月9日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果を受けて最高裁判所に対して行った答申結果
- (2) 平成18年7月7日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果を受けて最高裁判所に対して行った答申結果
- (3) 平成18年9月6日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果

3 平成19年上半期の裁判官指名候補者（判事再任，判事任命）の情報収集について

(1) 情報受付の周知依頼について

審議の結果，従前と同様に，別紙の依頼文書により，現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に対して，情報収集の受付期限を平成18年11月1日までとする情報収集依頼をすることとされた。

なお，情報収集の範囲について，情報量の拡大，重点審議者のプライバシーへの配慮等から，候補者全員につき，現任庁だけではなく前任庁にも広げるべきとの意見も出された。

(2) 弁護士会に対する書簡について

情報の提供方法に関して，9月8日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長からの通知に基づく弁護士会あての書簡については，議論の結果，別紙のとおりとすることと承された。

(3) 検察庁に対する書簡について

平成17年度第3回の審議結果に基づき，情報の提供方法に関して，検察庁あてに別紙のとおり書簡を発することが確認された。

(4) 提供された情報の扱いについて

情報受付の周知依頼に基づき，当委員会に情報が提供された場合は，従前どおり，その都度，庶務において各委員に連絡し，各委員は，来庁して提供された情報を閲覧することとされた。

第6 次回の予定について

11月10日（金）午後1時30分

11月17日（金）午後1時30分（予備日）

平成18年9月22日

殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会地域委員長 阿 部 則 之

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成19年2月から9月の間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成18年11月1日（水）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付けます。）

なお、当委員会の次期開催予定日は、平成18年11月10日（金）です。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（対象裁判官、情報内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できるだけ日時と具体的状況に基づいて記載してください。）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各情報提供者個人から直接、当委員会の庶務を担当する仙台高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は御持参ください。

平成18年9月22日

〇〇弁護士会長 殿

下級裁判所指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 阿部 則之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日、当地域委員会から、貴弁護士会に対し、裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について御依頼したところですが、この情報受付の周知依頼に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会に対し、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、改めて伝えていただきたい。」との連絡を受けております。この点につきまして格段の御配慮をお願いいたします。 敬 具

平成18年9月22日

〇〇地方検察庁検事正 殿（※高検，各地検あて）

下級裁判所指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 阿 部 則 之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日、当地域委員会から、貴庁に対し、裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について御依頼したところですが、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格な情報を広く収集するという観点に照らすと、庁として所属の検察官から情報を聴取するなどして取りまとめることは相当ではなく、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する検察官がいる場合には、当該検察官から直接地域委員会に情報を提供してもらおうよう、貴庁所属の検察官に対し周知していただきますようお願いいたします。 敬 具